

1 会議の設置経緯

教育委員会制度は、これまで教育行政の担い手として重要な役割を果たしてきた。しかし、いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていないこと、教育の方向性について地域住民の民意が十分に反映されていないこと、教育委員会そのものの必要性等、個々の教育委員会だけの問題だけに帰着させるべきものではなく、現行の教育委員会制度における様々な課題があった。こうした課題が顕在化したため、制度の抜本的改革が必要となった。



首長と教育委員会の連携をさらに強化し、前述の様々な課題を解消するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）の一部を改正し、新たに総合教育会議の設置が義務付けられた。

2 設置趣旨・目的

本市における会議の設置趣旨は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものである。

会議では、法第1条の4で示す事項の協議・調整を行う。

<具体的な協議・調整事項>

(1) 大綱の策定

(2) 重点的な取組に係る施策項目※

(3) 児童生徒の生命身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

※会議では、教科書の採択や個別の教職員人事については、政治的中立性の要請が高い事案であることから、議題として取り上げるべきではない。